

○東京藝術大学音楽学部附属音楽高等学校「上廣倫理財団海外
派遣支援奨学金」取扱要項

〔令和6年9月18日〕
附属高校運営委員会決定

(趣旨)

第1条 この要項は、東京藝術大学奨学金規則第4条の規定に基づき、上廣倫理財団海外派遣支援奨学金（以下「海外派遣支援奨学金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 海外派遣支援奨学金は、音楽学部附属音楽高等学校（以下「附属高校」という。）「音楽文化の未来を創造するグローバル人材育成プロジェクト」海外研修（以下「海外研修」という。）に参加する優秀な生徒に対し、支援を行うことを目的とする。

(資格)

第3条 海外派遣支援奨学金を受給できる者は、給付決定年度の3月31日現在で在籍（当該年度の卒業を含む。）し、海外研修への参加を希望している生徒（以下「当該生徒」という。）とする。

(選考方法等)

第4条 海外派遣支援奨学金の選考は、当該生徒の実技担当教員からの推薦に基づき、附属高校職員会議において審議し、附属高校運営委員会の意見を参考として、学長が決定する。

(受給者数及び奨学金給付額)

第5条 奨学金の受給者数及び給付額は、当該生徒が参加を予定している海外研修の実施内容や派遣先等を踏まえ、附属高校校長が決定する。

(奨学金の返還)

第6条 海外派遣支援奨学金の給付を受けた者が、理由を問わず不参加となった場合は、海外派遣支援奨学金を直ちに返還しなければならない。

(成果報告)

第7条 海外派遣支援奨学金の給付を受けた者は、事業終了後1ヶ月以内に報告書を提出しなければならない。

附 則

この要項は、令和6年9月18日から施行する。